

# 休職した方がいたら.....

- 1 6月から12月までに休職に入り、一括徴収できなかった市・県民税は、普通徴収という方法で本人より納付していただきます。休職される方にもあらかじめご説明ください。
- 2 復職して、再度特別徴収を希望される場合は、特別徴収への変更依頼書を提出してください。

## 記載例

給与支払報告

特別徴収

### に係る給与所得者異動届出書

※異動の事由が発生した翌月10日まで必ず提出してください。

	申告支援	基 幹		
年度	/	/	/	/
年度	/	/	/	/

令和 5 年 10 月 3 日	給与支払者 (特別徴収義務者) 大仙市長 あて	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指定番号		7012345678			
		014 - 0053	大仙市大曲花園町1番1号		受給者番号		0001		
		名称及び 代表者の 職氏名	株式会社 大仙産業		連絡者の 係、氏名 及び電話 番号		総務係		
		個人番号又は 法人番号	取締役社長 大仙 一二		氏名		大仙 一子		
給与所得者		個人番号又は法人番号		電話		(0187) 63 - 1111			
フリガナ	氏名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収 済月	(イ) 徴収 済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以 降 退職時までの 給与支払額
ダイセン タロウ	大仙 太郎 (旧姓)	円	6	円	円	5	1. 退職(普・障) 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 A欄へ 2. 一括徴収 B欄へ 3. 普通徴収 C欄へ	円
個人番号	生年月日	円	6	円	円	5			円
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	T・S・H 50 年 8 月 31 日	12,000	6	4,000	8,000	5			1,234,567
(1月1日現在の住所...必ず記入願います)			6			9			控除社会 保険料額
旧住所	大仙市大曲栄町13番50号		9			22			円
(給与の支払を受けなくなった後の住所)			9			22			123,456
新住所	同上		9			22			

AまたはBに該当する場合は、未徴収税額(ウ)の徴収方法について記入してください。

<b>A 特別徴収継続</b>		特別徴収義務者指定番号	
		個人番号又は法人番号	
所在地	〒 -		
名称 代表者			
担当者		電話	
上記特別徴収義務者へは 月割額 円 を 月分			
( 月 日納期) から徴収するよう連絡済です。			

<b>B 一括徴収</b>
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。
一括徴収した
税額 円 は、 月分
( 月 日納期)
で納入します。

<b>C 普通徴収</b>
未徴収税額(ウ)をご本人が支払います。
( 市役所から退職者 本人宛に税額通知)

注意 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。